# 特記仕様書

工事番号 4-相楽-7

工 事 名 相楽中部消防組合消防本部 (署) 新庁舎造成・斜面安定化対策工事

施工箇所 木津川市 城山台九丁目 地内

工 期 本契約日の翌日 ~ 令和5年11月30日

## 第1章 総則

## 1-1 (総則)

1 本工事は、「土木工事共通仕様書(案)(平成29年9月、京都府)(以下「共通仕様書」という。)」、「土木工事施工管理基準(平成29年9月、京都府)」、「土木請負工事必携(平成29年9月、京都府)」、「土木構造物標準設計(建設省)」、「土木工事標準設計図集(近畿地方整備局)」に準じて施工するほか、本特記仕様書により施工するものとする。

## 1-2 (工事書類の簡素化)

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届の書類については、電子メールにて提出できるものとする。
- 2 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

# 1-3 (施工体制台帳)

- 1 受注者は請負額にかかわらず、下請契約を締結して建設工事を施工する場合には、施工体制台帳(二次以下を含む全ての下請契約書等添付)を作成し、監督職員に提出するものとする。また、施工体系図については、工事関係者及び公衆の見やすいところに掲示するとともに、監督職員に提出するものとする。
- 2 本工事については、共通仕様書1-1-1-13施工体制台帳第4項については適用 しないものとする。

#### 1-4 (保険の付保及び事故の補償について)

- 1 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書 (発注者用)を工事請負契約締結時に、発注者に提出しなければならない。また、現場 事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済制度適用事業 主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時までに建退共運営実績報告書を提出しな ければならない。
- 2 受注者は、法定外の労災保険、第三者賠償責任保険等に加入し、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を工事請負契約締結時に、発注者に提出しなければならない。その他の保険に付した場合も同様とする。

#### 1-5 (新型コロナウイルス感染予防対策)

本工事においては、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例や、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえた、建設現場等での対策を確実に実施するものとする。

※ガイドラインについては、状況に応じて順次改訂が行われるため、国土交通省ホームページにおいて必ず最新版を確認すること。

## 第2章 材料及び施工

## 2-1 (再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
	RC-40	構造物の基礎	
再生クラッシャーラン		コンクリートフ゛ロック張(積)・石	
11 12//// / //	RC-40	張(積)の天端工及び胴	
		込•裏込材	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上、使用するものとする。

- 1 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合の品質等は「舗装再生便 覧」及び「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとし、 構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 2 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 3 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

## 2-2 (流用土の利用)

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

## 2-3 (セメントコンクリート製品)

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(案)[側溝・水路編]」(H12.3月近畿地建)(以下、「標準図集(案)」という。)によるものし、使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

## 2-4 (再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策)

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日付け環境庁告 示第46号)によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

## 2-5 (鉄筋コンクリート構造物のスランプ等について)

1 本工事に使用する現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては「流動性を 高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」(平成29年3月流動性を 高めたコンクリートの活用検討委員会)を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大き さ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮 し、スランプ値を設定するとともに、スランプ値の変更の必要性が認められる場合は、 監督職員と協議の上設計変更の対象とする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物 においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。 ※ガイドラインについては以下より入手可能

(http://www.mlit.go.jp/common/00119182 1.pdf)

2 各種基準等の現場打ち鉄筋コンクリート構造物のスランプ値8cmの記述について は、12cmに読み替え運用することとし、コンクリート打設時のスランプ試験につい ては「京都府土木工事施工管理基準」に基づき実施すること。

#### 第 3 章 施工計画書

#### 3-1 (施工計画書)

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

受注者は、施工計画書に共通仕様書1-1-1-4に示す事項について記載し、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

## 3-2 (変更施工計画書)

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 ただし、軽微な変更(工期や数量のみの変更等)の場合、変更施工計画書を省略することができるものとする。

# 第4章 工事の着手

#### 4-1 (始期日)

本工事については、18-6(住民説明会)以降に着手すること。

#### 第 5 章 受注者相互の協力

# 5-1 (関連工事の調整)

本工事区間に接近して施工中の他工事がある場合は、施工に際しては工事時期や進入路等について相互連絡調整を密にして行うこと。

## 第 6 章 工事現場発生品

## 6-1 (再生資源利用(促進)計画の作成等)

1 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源 利用促進計画を所定の様式に基づき作成するものとする。

なお、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画は施工計画書に含めて提出するものとするが、施工計画書の不要な工事については、別に提出するものとする。

2 工事完了後は、速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出するものとする。

3 「土木工事共通仕様書(案)1-1-1-21建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\_ 03060101credas1top.htm)

に掲載の建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後1年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとする。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

#### 6-2 (特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上、条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

/ <u>/                                  </u>	列件件寺の万伝		
$1_{-}$	工程	作業内容	分別解体の方法
土程	①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
との	②土工	土工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
作業		基礎工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
木内容及	④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
及び解	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
体方		その他の工事 □ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
法			

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	施設の名称・所在地	受入期間・受入時間	その他の受入条件	距離
コンクリート塊	三重中央開発株式会社		1)最大径50cm以下	9km
	京都事業所	8時30分~16時30分	2)ゴミ等不純物混合不	
	  木津川市加茂町大畑背	(ただし、大型車9時~ 16時)	可 3)事前の打ち合わせ等	
	不伴川川加及町八畑 自 谷38-1	10时)	が必要	
	TEL 0774-76-6623		70 名 安	
アスファルト	同上	同上	同上	9km
・コンクリート塊				
建設発生木材	同上	同上	同上	9km

コンクリート塊	株式会社三幸産業 綴喜郡井手町大字井手 小字久保48 TEL 0774-82-2821	日曜日を除く 7時30分~16時30分	1)最大径30cm以下 2)ゴミ等不純物混合不 可	9km
アスファルト • コンクリート塊	同上	同上	同上	9km
コンクリート塊	有限会社和東砕石 相楽郡和東町大字木屋 小字宮ノ谷1 TEL 0774-78-3833	日曜日を除く 7時〜16時30分 (ただし、大型車9時〜 16時)	1)最大径30cm以下 2)ゴミ等不純物混合不可 3)事前の打ち合わせ等 が必要	10km
アスファルト ・ コンクリート塊	同上	同上	同上	10km

1 「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について」(平成14年6月26日付け4指第337号)の(1)ロに該当する工事に記載する。

上記①の「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの 限りでない。

## 6-3 (建設副産物の搬出)

1 下表に記載した施設については、積算上の条件明示であり、搬出先を指定するもので はない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの 限りでない。

建設副産物	施設の名称・所在地	受入期間・受入時間	その他の受入条件	距離
コンクリート塊	三重中央開発株式会社	日曜日を除く	1)最大径50cm以下	9km
	京都事業所	8時30分~16時30分	2)ゴミ等不純物混合不	
		(ただし、大型車9時~	可	
	木津川市加茂町大畑背	16時)	3)事前の打ち合わせ等	
	谷38-1		が必要	
	TEL 0774-76-6623			
アスファルト	同上	同上	同上	9km
・コンクリート塊				
建設発生木材	同上	同上	同上	9km
コンクリート塊	株式会社三幸産業	日曜日を除く	1)最大径30cm以下	9km
	!	7時30分~16時30分	2)ゴミ等不純物混合不	
	綴喜郡井手町大字井手		可	
	小字久保48			
	TEL 0774-82-2821			
アスファルト	同上	同上	同上	9km
・コンクリート塊				
コンクリート塊	有限会社和束砕石	日曜日を除く	1)最大径30cm以下	10km
		7時~16時30分	2)ゴミ等不純物混合不	
	相楽郡和東町大字木屋	(ただし、大型車9時~	可	
	小字宮ノ谷1	16時)	3)事前の打ち合わせ等	
	TEL 0774-78-3833		が必要	

アスファルト	同上	同上	同上	10km
<ul><li>コンクリート塊</li></ul>				

#### 6-4 (建設発生土の搬出)

- 1 建設発生土については、下表に記載した受入れ地に運搬するものとする。 これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。
- 2 建設発生土搬出に先立ち、受入れ地によって事前分析検査が必要な場合は、受入れ地 が指定する土質試験項目を実施し、その結果を監督職員に報告すること。
- 3 建設発生土受入れ地の事前分析検査結果により受入不適となる場合は、監督職員と協 議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

建設発生土	受入場所	受入期間・受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	一般財団法人 城陽山砂利採取地整備公 社	受入日時は、日曜日、 祝日を除く平日(月~ 土曜日)の午前7時30		16km
	京都府城陽市寺田水度坂 130番地 TEL 0774-55-9506 FAX 0774-55-9732	分~午後5時までとす	析検査等に適合す	
		てはならない。		

4 搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に 関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 6-5 (コンクリート殻の利用)

コンクリート塊については、基礎砕石として粒径0~40mmに処理したものを、擁壁工等の基 礎砕石に使用する。

なお、規格に適合しないものについては、使用してはならない。また、コンクリート塊の現場内での有効利用に困難が生じた場合は、監督職員と協議すること。

## 6-6 (伐木材、伐開材を処分する場合)

建設発生木材の運搬及び処分については、当初計上していないため、設計図書に関して監督 職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 6-7 (伐開発生木材の処理方法)

立木の伐開等に伴い発生する木材の再資源化(チップ材等)を考慮した処理費については計上していないが、資源の有効利用の観点から、再資源化に努めるものとする。また、その処理 方法について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 6-8 (特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上、条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

#### ①分別解体等の方法

工	工程	作業内容	ř	分別解体の方法
程ご	①仮設	仮設工事 ■ 有	無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
との	②土工	土工事 ■ 有	無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
作業	③基礎	基礎工事 ■ 有	無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
内容	④本体構造	本体構造の工事 ■ 有	無	<ul><li>□ 手作業</li><li>■ 手作業・機械作業の併用</li></ul>
及び	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■ 有	無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
解体	⑥その他 ( )	その他の工事 □ 有	無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
方法				

1 「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について」(平成14年6月26日付け4指第337号)の(1)ロに該当する工事に記載する。

上記①の「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 本工事の施工により発生する草・枝等及び維持管理に伴い発生する剪定枝等の事業系 一般廃棄物(以下、「草枝等」という。)については、下表の場所に搬出するものと し、受注者の都合による処分先の変更は認めない。

ただし、受入不適となった場合は、その理由を明確にし、監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

- (1) 草枝等の処分については、事前に受入れ条件を確認し、下表の処理施設が指定する「確認書」を締結すること。
- (2) 草枝等(乾燥が可能なもの)の搬出にあたっては、刈りたおし等を実施した後、適正な期間を空け、十分乾燥させた上、搬出すること。

指定副産物	施設の名称・所在地	受入期間・受入時間	その他の受入条件
除草残材	環境の森センター・きづがわ 木津川市鹿背山川向1-2 TEL 0774-72-1010	土曜日・日曜日・祝日を除く 9時~12時 13時~16時 (ただし、6月~8月は、 13時~16時30分)	1) 空き缶・ビン等不 純物混合不可 2) 十分に乾燥させる こと 3) 事前の打ち合わせ 等が必要
生木 (枝・葉等)	同上	同上	1) 直径8cm以内、長さ150cm以内(※ 1) 2) 空き缶・ビン等 不純物混合不可 3)十分に乾燥させる こと 4)事前の打ち合わせ 等が必要
生木(幹)・ 木の根	三重中央開発株式会社 京都事業所 木津川市加茂町大畑背谷3 8-1	日曜日を除く 8時30分~16時30分 (ただし、大型車9時~16 時)	<ol> <li>「環境の森センターきづがわ」で処理できない物に限る2)土・空き缶・ビン等不純物混合不可</li> </ol>

TEL 0774-76-6623	3) 事前の打ち合わせ等が必要
------------------	-----------------

※1 処理施設への持込みは原則として、直径8cm以内で長さ50cm以内とする。 直径8cm以内で長さが50cm以上となる場合は、長さ150cmまでであれば受 入れできるが、ごみピットへ直接投入せず、裁断処理されるため、他の草木と区分して 取り出しやすいようにし、処理施設の指示に従い搬入すること。

## 第7章 工事材料の品質

## 7-1 (品質証明書等)

1 受注者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

#### 第8章 監督職員による確認及び立会等

#### 8-1 (段階確認)

受注者は、共通仕様書に定めるもののほかび監督職員の指示した工種の施工段階において、 段階確認を受けなければならない。この際、受注者は種別、細別、確認の予定時期、測定結果 等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

## 第 9 章 随時検査

## 9-1 (随時検査)

- 1 受注者は、下表の種別及び監督職員の指示した種別の施工段階において、随時検査を 受けなければならない。
- 2 随時検査は、監督職員が指示した段階までの出来形部分について、技術的確認は行う が、給付の対象としない。
- 3 検査は、監督職員が指示した段階までに完成した出来形を対象として契約図書と対比 し、検査を行うものとする。
- 4 受注者は、この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引渡しは行わないもの とし、引渡しまで善良に管理するものとする。

#### 第 10 章 施工管理

## 10-1 (品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、京都府品質管理基準に記載される「必須」項目を実施する。

#### 10-2 (規格値)

品質及び出来形の規格値は、京都府土木工事施工管理基準及び規格値による。

## 10-3 (コンクリートの単位水量測定)

測定は、「コンクリートの単位水量測定要領(案)」(土木請負工事必携(平成29年9月、京都府))によるものとする。

受注者は、コンクリートの単位水量試験を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない

また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を 受けなければならない。

#### 10-4 (ひびわれ調査)

調査は、「ひび割れ調査要領(案)」(土木請負工事必携(平成29年9月、京都府))によるものとし、施工完了時(埋戻し前)に実施するものとする。

0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。

受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

# 10-5 (テストハンマーによる強度推定調査)

調査は、「テストハンマーによる強度推定調査要領(案)」(土木請負工事必携(平成29年9月、京都府))によるものとする。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。

また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

## 10-6 (六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験))

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」に基づき試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。なお、要領については、京都府土木請負工事必携を参照すること。

なお、本工事で使用する購入土及び発生土量について、セメント及びセメント系固化材が混合されている場合は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」を行うものとし、設計変更の対象とする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第11章 工事中の安全確保

## 11-1 (工法変更等への対応)

- 1 構造物等の施工において、湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 2 工事中における民生安定上又は関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が 生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の 対象とする。
- 3 工事により汚濁水が発生した場合、その処理方法について監督職員と協議するものと する。

## 11-2 (近接施工)

1 本工事区間に隣接して木津川市の市道があるため、工事施工に際しては、監督職員の 承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確 認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対 策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写し を監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策又は工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

#### 11-3 (掘削部の安全施工)

構造物及び切土の施工に当たって、土石崩落等、危険と判断される時は、危険防止のための対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 11-4 (工事現場の現場環境改善)

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ、地域の連携を図り適正に工事を実施すること。

## 11-5 (手すり先行型足場)

受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとする。

## 第 12 章 現場の維持管理及び後片付け

## 12-1 (現場の維持管理)

- 1 工事期間中は材料、重機等を常に整理すること。
- 2 路面に落ちた土砂等の清掃は毎日行うこと。
- 3 現場内及びその付近では関係車両は徐行し、騒音、振動、防塵等に配慮すること。
- 4 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 5 その他、付近住民並びに通行者に迷惑をかけないように努めること。

## 第13章 環境対策

## 13-1 (低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年4月9日改正、国土交通省告示)に基づき低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合(受注者の都合で調達できない場合は認めない)は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

#### 13-2 (公害調査)

本工事において公害に係る調査が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

## 第 14 章 交通安全管理

#### 14-1 (安全対策費)

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの 結果により変更等が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更 の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 14-2 (安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、「道路工事保安施設設置基準(案)」以上の保 安施設類が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

受注者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

#### 14-3 (標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。なお、標示板の規格等については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」によるものとする。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容	相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎建設に向けた造成工事を 実施しています。
工事種別	造成工事

#### 14-4 (交通誘導警備員の配置)

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等の打ち合わせの結果又は、条件変更等に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員
出入り口等	230名

## 第15章 官公庁等への手続等

## 16-1 (官公庁等への手続等)

本工事については、現在と京都府山城南土木事務所および京都府山城南保健所と協議中であるが、令和4年12月の初旬に協議が成立する見込みである。なお、協議の結果、変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第16章 施工時期及び施工時間の変更

#### 16-1 (施工時間)

- 1 現場における施工時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- 2 本工事の施工に当たり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに 設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 16-2 (時間的制約を受ける作業)

1 本工事の施工に当たり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに 設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 16-3 (不施工日)

土曜日、日曜日及び市役所の休日には工事を施工してはならない。ただし、休日・夜間作業届により監督職員に報告し、承認を得た場合はこの限りではない。

#### 第17章 諸経費の調整

## 17-1 (近接工事による諸経費調整)

本工事区間に近接し、工事期間が重複する工事を別途発注、及び施工している場合、同業者が落札したときは後日設計変更し、諸経費を調整(減額)する。

## 第 18 章 その他

# 18-1 (施工に関すること)

現場着工前に測点杭、幅杭等を視準し控え杭等により復元できるよう打設しておくこと。

## 18-2 (工事期間中のゴミ収集)

工事期間中のゴミ収集方法については監督職員と協議をし、その指示に従うこと。

#### 18-3 (住民対応)

工事施工中に、地権者や付近住民からの苦情及び申し出などがあった場合は、監督職員に報告後その指示に従うこと。

# 18-4 (地域における伝統的行祭事等)

地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

## 18-5 (濁水発生時の対応)

濁水が発生する恐れがある場合、監督職員に速やかに報告し、監督員の指示する場所に黄色 い旗を設置すること。 (木津駅の駅前広場を想定)

#### 18-6 (住民説明会)

工事の実施に際して、相楽中部消防組合消防本部及び木津川市が主催する工事説明会に同行し、資料を作成し工事概要等の説明を実施する。

# 18-7 (防火水槽、汚水槽の地盤改良について)

本地盤改良工事はGIコラム-S工法を参考に作成しているため、本工法以外の工法で施工する場合、監督職員と協議・承諾の上施工するものとする。なお、GIコラム-S工法の特記仕様は事項のとおりである。

## 18-8 (竹の伐採・処分について)

竹の伐採・処分については、実績に基づき変更対応を行う。

# 18-9 (その他)

本特記仕様書に明記のないものについては、監督職員と協議し指示を受けるものとする。

# GIコラム-S工法 特記仕様書

#### 1 工法概要

本地業は G I コラム-S工法による地盤改良地業であり、スラリー状のセメント系固化材を地中に注入しながら、 G I コラム-S工法専用の攪拌翼(共廻り防止翼付きの6枚翼)を装備した攪拌へッド(攪拌装置)を用いて、現地盤を機械的に 混合撹拌し、固化材の化学反応により所要の強度を持つ改良体を築造する工法である。

#### 2 一般事項

- (1) 本工法は「建築技術性能認証委員会」にて証明された技術性能証明取得工法(GBRC 性能証明 第18-01号)とする。
- (2) 本工事は本特記仕様書によるほか、「改訂版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」 (2016年12月 財団法人 日本建築センター 以下指針という)による。

#### 3 特記事項

- (1) 本工事は、本工法の施工技術に精通し、GIコラム-S工法委員会に所属する指定施工会社が施工するものとする。
- (2) コラムの径、掘削深度(改良長+空堀長)、本数配置等は、設計図書による。
- (3) コラムの改良強度

設計基準強度は、防火水槽 Fc= 1000kN/m2, 汚水槽 Fc=1100kN/m2とする。

#### 4 施工

- (1) 実施コラム長は、設計図書で示された長さとする。
- (2) 現設計との相違が予想されたり、発生した場合、監督員との協議を行う。

#### 5 施工機器

- (1) G I コラム-S工法専用の攪拌翼が装備された攪拌ヘッドを用いること。
- (2) 所定の施工管理項目の計測及び記録ができる管理装置を用いること。
- (3) 改良機本体は YBM製の GI-80C 及び GI-130C を標準とし、リーダー付きで自走式であること。
- (4) スラリープラントのスラリーミキサーは所定吐出量を十分供給できる能力を有しており、圧送ポンプは スラリー吐出量を制御できる機能を備えたものとする。

# 6 配合試験及び配合管理

- (1) 使用する固化材は、セメント又はセメント系固化材とする。
- (2) 改良体施工に先立ち、改良対象土による室内配合試験を実施し、所定の強度を満足する固化材添加量、 セメント水比を決定する。

※使用する固化材は、六価クロム溶出試験の実施により、六価クロム等の土壌環境基準に適合することを確認 するとともに、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

(3) 配合強度  $X_f$  は、設計基準強度  $F_C$  と変動係数及び採取箇所数により割増係数  $\alpha_t$  を用いて、次式による。  $X_f = \alpha_t \times F_C$ 

割増係数 αt は下表による。(変動係数: 25%)

	的相似数 4.16 T 数15.6 0。《交勤队数:2070》						
採取	図箇所数 N	1	2	3	4~6	7~8	9~
	合格率80%	2.163	1.918	1.815	1.719	1.651	1.594
	合格率95%	2.900	2.301	2.090	1.907	1.799	1.718

## (4) 室内配合強度

室内配合強度 XI は次式の値とする。

X<sub>I</sub> = X<sub>f</sub> / α<sub>f1</sub> 防火水槽:X<sub>I</sub>=3666 kN/m<sub>2</sub>, 汚水槽:X<sub>I</sub>=4034 kN/m<sub>2</sub>

- αfi : 現場/室内強度比(=quf/qul)
- quf : 現場平均一軸圧縮強さ
- qul :室内配合試験供試体の一軸圧縮強さ
- 現場室内強度比 $\alpha$ fiは砂質土 $\alpha$ fi=0.66、粘性土 $\alpha$ fi=0.59とする。

#### (5) 固化材液の配合及び使用量

固化材添加量	防火水槽:220kg/m3	汚水槽:250kg/m3		
水/固化材比	100%	100%		

※本工法の標準的なセメント水比は60~100%である。

#### 7 施工管理

施工過程における各項目の管理方法は施工管理装置モニターに表示され、次の通りとする。

・コラムの鉛直度
 ・固化材スラリーの吐出量
 ・掘進速度
 ・回転数
 ・掘削深度
 ・掘削深度
 ・改良体先端層
 ・「傾斜計で管理する。
 ・・ 速度計で計測し記録する。
 ・ 深度計で計測し記録する。
 ・ 次良体先端層

#### 8 品質管理

(1) 調査箇所数(検査手法A)

	設計対象	=n=1+14 = 12		
	改良長 L < 2 m、かつ、	改良長 L > 2 m、または、	設計対象層が	
	改良対象層が単一層	改良対象層が複数層	深部	
	50 コラムに 1 箇所以上、			
天端部コア	かつ、1 検査対象群に	100 コラムに 1 箇所以上		
	1 箇所以上	かつ		
ボーリングコア	1 検査対象群に	1 検査対象群に 1 箇所以上		
(全長コア)	1 箇所以上			

※頭部管理試験は 1箇所あたり 3個のコア採取を標準とする。

※深度方向管理試験は、設計対象層毎に採取したコアを用いる。

#### (2) 合否の判定

- ① 各々の設計対象土質での採取箇所数をN(1箇所当り3個の供試体)とし、一軸圧縮試験より採取箇所毎の平均強度を求める。
- ② 一軸圧縮試験は第三者で行うものとする。

#### ③ 検査手法 Aによる品質検査

合否の判定は設計対象層におけるN箇所(抜き取り箇所)の一軸圧縮試験結果が、下式を満足する場合を合格とする。

 $X_{N} \geqq X_{L} = F_{C} + K_{B} \times \sigma_{d} = F_{C} + K_{B} \times \{F_{C} \times V_{d} / (1 - 1.3 V_{d})\}$ 

Xn : N箇所の一軸圧縮強さの平均値

XL : 合格判定値

Fc : 設計基準強度

σa : 標準偏差

Va:変動係数、品質確認書より想定する。

#### 合格判定係数

採取箇所数 N	1	2	3	4~6	7 <b>~</b> 8	9~
合格判定係数 Ka	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3